

《子どもを望む夫婦への支援策》

不妊及び不育症治療の助成対象を拡充

～医療保険適用の有無に関わらず自己負担額の一部を助成～

市は、妊娠・出産・子育て期における魅力のある市の支援策拡充の一環として、子どもを望む夫婦の経済的な負担を軽減するため、令和4年1月から開始している不妊及び不育症治療の費用の一部助成について、医療保険が適用となる治療等の自己負担額についても助成対象に加える。医療保険適用の有無に関わらず自己負担額の一部を助成するのは、千葉県内では、不妊治療は初めて、不育症は3番目となる。(※野田市調べ)

○経緯

令和4年1月より、医療保険が適用されない治療や差額ベッド代、食事代等の自己負担額について、対象を令和3年9月1日に遡って助成をしている。

これは、人工授精や体外受精等の不妊治療が令和4年4月から医療保険の対象となることが国の方針として示されていたが、子どもを望んでいる夫婦の経済的負担については、医療保険の適用を待たずに軽減を図ることが必要と判断し、対象を令和3年9月1日以降の治療等に遡及させて助成した。併せて4月以降の保険適用の範囲等、国の対応を注視していたところである。

そのような中、不妊治療について、令和4年4月から人工授精や体外受精などの主な治療及び、先進医療との混合治療が保険適用となった。一方で、先進医療以外との混合治療や7回目の治療以降は全額が自己負担とされるなど、保険適用の範囲拡大が必ずしも経済的負担の軽減につながらない場合があることがわかり、市では、保険適用の有無に関わらず助成することが必要と考え、保険適用分の自己負担額についても助成対象に加えることとした。

あわせて、不育症治療についても同様に、保険適用となる治療等の自己負担額を助成対象とし、いずれも令和4年4月1日以後の治療に遡って助成を適用することとした。

○不妊治療

対象治療等	医師が必要と認めた不妊治療（男性不妊治療も含む）
助成額	1回当たり上限20万円
年齢制限	不妊治療を開始した日において、妻の年齢が43歳未満であること
回数制限	なし

○不育症治療

対象治療等	医師から不育症と診断された者に対する不育症の検査及び治療
助成額	1治療期間（治療を開始した日から出産、流産または死産に伴い治療が終了するまでの期間）当たり上限30万円
年齢制限	なし
回数制限	なし

問合せ＝保健センター・(直通) 04-7125-1190

野 田 市

参考資料

【保険適用の対象】

- ・妻の年齢制限：43 歳未満
- ・回数制限：40 歳未満は 1 子につき 6 回、40 歳以上 43 歳未満は 1 子につき 3 回。

